

## ゴールデンウィーク期間等における防疫対策の徹底について

### 豚熱・アフリカ豚熱・口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫対策の徹底をお願いします。

#### ➤最近の家畜伝染病の発生状況

##### ・口蹄疫・アフリカ豚熱：

近隣国で発生が継続し、又は拡大しています。新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和以降、我が国への入国者が増加しており、入国者が携帯品として違法に持ち込もうとした豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが検出されています。

##### ・豚熱：

野生いのししにおける感染が続いており、また本年3月には約半年ぶりに豚飼養農場における発生が確認されています。

##### ・高病原性鳥インフルエンザ：

昨年10月28日以降、全国26道県84事例が確認されており、4月に入ってもその発生が確認されています。昨年は5月にも発生が確認されています。

#### ➤対策の徹底

#### 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等

- ・アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航の自粛をお願いします。
- ・外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている場合、日本への持込みが禁止されている肉製品等が母国を含む海外からの携帯品、国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう徹底してください。なお、従業員が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡してください。

#### 2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止

- ・飼養管理に関係のない者が衛生管理区域、特に畜舎へ立ち入ることのないよう、また不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等をお願いします。
- ・農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、飼養衛生管理基準に従い、適切に専用の衣服や手袋・長靴を着用してください。衣服や手袋・長靴の着用に当たっては、交換の前後で動線が交差しないようお願いします。
- ・農場内及び畜舎、車両、人、物品等の消毒を励行してください。消毒に当たっては、有機物の存在を前提に消毒前に、汚れを落とし適切な濃度の消毒薬を用い、踏込消毒槽など一定期間蔵置する消毒薬は汚れた都度、汚れがなくとも1日1回は交換してください。

- ・野生動物の侵入防止のための防護柵又は防鳥ネットの設置、畜舎壁、天井等の穴、隙間等の破損の有無等の定期的な点検及び不適切な設置又は設備の不備を認めた場合は直ちに改善をお願いします。

### 3 毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報

飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの特定症状の早期発見に努め、当該症状を呈している家畜を発見したときは、家畜保健衛生所に速やかに届け出をお願いします。

## ○特定症状

### 【口蹄疫】

- ① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
- ② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

### 【アフリカ豚熱・豚熱】

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ② 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
  - ア 摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
  - イ 便秘、下痢
  - ウ 結膜炎（目やに）
  - エ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
  - オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
  - カ 流死産等の異常産の発生
  - キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ $\mu$ l 未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

## 【高病原性鳥インフルエンザ】

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。  
ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。
- ③ 次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる場合。  
ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。  
イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合。

- ※ 対象期間…その日から遡って21日間をいう。ただし、当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。

### 県央家畜保健衛生所 休日連絡先

080-3403-0155

080-3403-0157

### 神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

メールアドレス：ken-oukaho@pref.kanagawa.lg.jp

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432



県央家保HP